

2021年8月6日

株式会社 BOD

## 株式会社 BOD の女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画について

株式会社 BOD（本社：東京都豊島区南池袋 2 丁目 49 番 7 号、代表取締役社長：田中大善、以下 BOD）は令和 3 年 7 月 1 日に「女性活躍推進法に基づく行動計画」を策定しましたのでお知らせいたします。

### 1. 基本的な考え方と取組経緯

BPO 事業において、人は財産。

財産を守るためにも、「働き方改革」を行い、働きやすい環境を整えることが重要と考えます。

社員が心身の健康を保ち、仕事にやりがいを持ち、最高のパフォーマンスを発揮してこそ、お客様の喜びと感動につながる最高のパフォーマンスが提供できると考え、行動計画を策定します。

そして、株式会社 BOD の従業員は、女性が 6 割。

女性職員もその能力を十分に発揮し、男女問わず結婚、出産、育児と両立しながら働けるような企業を目指します。

また、意欲ある女性が管理職として活躍できるような、行動計画も策定します。

### 2. 計画期間

令和 3 年 7 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日

### 3. 課題

管理職を目指す女性が少ない

直近 1 年以内に管理職に就いた女性が少ない

従業員の時間外労働が長時間化しつつある

#### 4. 目標

管理職に占める女性比率 17%以上にする。

平均残業時間を、全社で月平均 28 時間以内にする

#### 5. 取り組み内容と実施時期

《取組 1》 女性を中心に、育休明け従業員の就労環境改善に努める

令和 3 年 7 月～ 女性社員に対し、現状把握の為、アンケート、ヒアリングを実施

令和 3 年 8 月～ 育休明け従業員で構成された部署の新設、就労環境改善への取り組み開始

令和 3 年 10 月～ アンケートやヒアリングを基に、制度改定や適宜研修を実施

(責任者に対して 1 回/半年実施)

令和 4 年 4 月～ 研修内容についてアンケートヒアリングをし、ブラッシュアップを行う

《取組 2》 働き方の多様化に向けた制度の活用を促進する。

令和 3 年 7 月～ 全従業員の平均残業時間について、月 30 時間以下を維持する

令和 3 年 9 月～ テレワーク推進、より多様な働き方として週休 2 日制度を見直し

女性従業員の家庭と仕事の両立支援の加速のため、従業員が勤務形態を自由に選べる制度の策定

BOD では、数多くのアウトソーシング支援を行ってきた実績と蓄積されたノウハウで皆さまによりよいサービスをご提供し、リニューアルされたコーポレートサイトを通じて有益な情報発信をして参ります。

BOD コーポレートサイト：<https://www.bod-grp.com/>

<株式会社 BOD とは>

当社は全てのお客様に最適な解決策をご提案する総合アウトソーシング会社です。身近にあるルーチン業務から管理業務を丸ごと代行する大規模な業務まで幅広いサービスをご提供しています。

以上

【本件に関するお問合せ先】 株式会社 BOD 広報室

TEL : 03-6863-4227

Email : bpo@bod-grp.com